拘禁二法案対策本部ニュース…… No.29 2004.5.1
拘禁二法は「刑事施設法案」「留置施設法案」です。

動き出した監獄法改正
―拘禁二法案の再来を許してはならない―

拘禁二法案の三たび廃案後休眠していた監獄法改正が動き出した。

そのきっかけは昨年12月公表された行刑改革会議の提言である。提言は「国民に開かれた行刑の実現」をめざし，「受刑者の人間性を尊重し，真の改善更生および社会復帰を図る」という行刑の基本理念を明確に打ち出した。そのうえで受刑者の特性に応じた処遇の実施（累進処遇廃止），厳しすぎる所内規則の見直し，外部交通の拡大，刑事施設視察委員会の創設などを提言している。

この提言を受けて，法務省は監獄法改正案づくりに着手しつつある。省内に「行刑改革推進委員会」を設け，矯正局を中心とする専門チームで具体的作業を行ない，法制審を経た後，早ければ次期通常国会に提案する予定と伝えられる。

しかし，これを手放しで認めるわけにはいかない。行刑改革会議の提言は受刑者処遇に限定したものであり，未決拘禁者や死刑確定者の処遇，代用監獄については全く手つかずだからである。

日弁連刑事拘禁制度改革実現本部（旧拘禁二法案対策本部）では，受刑者処遇に限定した改正案づくりと立法（受刑者処遇法）を先行させ，その他の事項については行刑改革会議に準じた諮問機関を新たに設けて論議するよう求めている。そして，仮に監獄法改正案としては両者を合体せざるを得ないとしても，未決拘禁者等については新たな審議機関による検討が不可欠だと主張している。

いずれにしても，拘禁二法案の再来を許してはならない。

（拘禁二法案対策本部事務局長　下林 秀人）

福岡刑務所，北九州医療刑務所を見学

2月16日，拘禁二法案対策本部の弁護士9名と事務局の3名は，福岡刑務所及び北九州医療刑務所を訪問見学した。

福岡刑務所
過剰収容の大規模刑務所
単独房行き狙ってか「怠役」による懲罰数も増加

福岡刑務所は，収容定員1683名の全国有数のB級（刑期5年未満，26歳以上の犯罪傾向の進んでいる男子）大規模刑務所である。福岡矯正管区管内の医療センター，分類センターとしても機能しており，さらに，1998年からは外国人も収容している（現在82名）。

我々一行は，博多駅前からバスに乗り，約40分後，山の中にある福岡刑務所に着いた。当日は春を思わせるうららかな陽気で，廊下を歩くと周囲の山々の緑がきれいであったが，平均収容期間2.8年の在監者たちの目には，どう映るのであろうか。

所内の各工場では，箪笥や箪笥型の仏壇，靴やショッピングバッグ，工

事用の鉄骨の製造等を行なっていた。各工場の出入口上部には，「今月の売上目標何百万円　先月の達成率何%」という張り紙がしてあった。工場の年間売上高は3.7～2.6億円で，これも全国有数だそうだ。

居房で何といっても目を引いたのは，当所の過剰収容ぶり。二段ベッドならぬ，高脚の寝台が1つ雑居房内に入れられており，3人部屋（トイレ，洗面スペースを含めて17m²強）に5人が収容されていた。単独房（4m²強）にも2人が収容されているところがある。文字通り「肩を寄せ合って寝ている」という状態であり，この狭い空間に年末年始やゴールデンウィークなど何日間も閉じ込められていたら，すごいストレスだろうと感じた。これならば，厳正独居のほうが，まだましかとも思う。実際，「過剰拘禁」が目立つようになった2001年から，単独房行きを狙ったと思われる「怠役」による懲罰数が増加しているそうだ。

過剰収容は各方面に影響を与えており，例えば，慰問があっても一度に全員を室内運動場に収容できず，2回に分けて行なっているとのことである。

この先，久留米拘置支所の建て替えで，さらに被収容者約100名の受け入れ予定もあるそうである。一体これ以上どのようにして収容するつもりなのであろうか。

穏やかな日差しの中，グラウンドでランニングやキャッチボールを行なっている被収容者たちは，房の中が一番のストレスなのではないかと感じた見学であった。

（拘禁二法案対策本部委員　水永 誠二）

北九州医療刑務所

精神障害受刑者の処遇の困難さを痛感
所長，職員の懸命な姿勢に頭下がる思い

北九州医療刑務所は日本初の精神障害受刑者（M級）を収容する刑務所であり，岡山県以西の受刑者を収容する定員300名の収容施設である。私たちが訪問した日には110名が収容されていた。

特に清潔さを心がけており，受刑者が汚臭を感じて自尊心を傷つけないように，空気清浄機等を導入するなど，様々な工夫をしていた。失禁する受刑者のために，布団の丸洗いの設備もあった。

刑務作業は作業療法として位置づけられている点が普通の刑務所とは大きく異なっていた。特に，陶器工場で，粘土をこねて陶器を作る作業をしている受刑者を見学したが，中には賞をとった受刑者もおり，自信をつけさせたり，精神を安定させるのに大変に役立っているという。


北九州医療刑務所にて

居房にも工夫がなされており，自傷他害のおそれがないように，備え付けの机等が発泡スチロールで作られていたり，水道の蛇口や出入口の扉にも，自殺に利用できないような工夫がされていた。

最も特徴的だったのは保護房であった。10室の保護房があり，保護房を出た所に中庭が設けられており，長期間，保護房に入っている受刑者を時々中庭に出して，太陽の光を浴びるようにしているとのことであった。私たちが訪問した際にも4名の受刑者が現に保護房を使用中であった。普通の刑務所と比較して，かなり使用頻度は高いようである。

精神障害受刑者にはほとんど仮釈放は認められず，満期出所者がほとんどということであった。

佐藤誠所長は，九州大学医学部を卒業した医師であったが，普通の刑務所の所長が法務官僚であり，型どおりの説明しかしてくれないのに対して，佐藤所長は時間を割いて，大変に率直な意見を述べてくれた。また，所内の見学の際に，何人もの受刑者に声をかけて会話をしており，日常的に，受刑者と接していることが窺われた。

私自身は医療刑務所の見学は初めてだったが，精神障害受刑者の処遇の困難さを痛感させられるとともに，所長以下，全職員が一生懸命に，その処遇に関わっている姿を見て，頭が下がる思いがした。

（拘禁二法案対策本部委員　山下 幸夫）

刑務所を見学して

種別の違う刑務所それぞれが抱える問題 受刑者の人権を考える契機に

福岡刑務所では，過剰収容が問題となっていた。

定員３名の部屋に５名，独居房に２名を収容し，布団部屋等を居房に改装して収容者の増加に対応していた。

しかし，過剰収容の影響により，定員以上の人数で収容されていることによる受刑者同士のトラブルの増加，独居に入りたいがための怠役による懲罰の件数が増加しているそうである。窓もなくカメラで監視されている，トイレと水道の蛇口のみがあるほかには何もない保護房に入りたいとの受刑者の行動に少なからずショックを受けた。

北九州医療刑務所では，半数以上の収容者が精神障害受刑者とのことであり，入所して２週間は毎日，医師の診察を行ない「大切にされている」ということを伝えているそうである。居房に設置されている机は自殺防止として30kg以上の重さが加わると壊れる発泡スチロール製のものに，ドアのそばの扉は紐を掛けて自殺できないようにと，いろいろな工夫がされていた。

作業所の見学の際に，所長が受刑者に直接声をかけていたことに，大変驚いた。

所長が言った「自殺者は絶対にださない」という言葉と，受刑者を人間らしく扱っている姿勢が随所に見て取れ非常に感銘を受けた。また，仕事に対する自信と自負が感じられた。

種別が違う刑務所を一度に見学したことで，それぞれの抱えている問題が多少なりとも解り，受刑者の人権問題を考えさせられるものとなった。

（司法調査課　富山 静江）

「出所後の社会の受け入れ態勢が貧困」 北九州医療刑務所所長の言葉が印象的

規律は厳しいものの，豊かな自然に囲まれた環境のよい所，それが一度も刑務所を見学したことのなかった私が福岡刑務所内を見学した時の第一印象だった。しかし，その後，北九州医療刑務所を訪問することによって，福岡刑務所との処遇状況の違いにさらに大きな驚きを覚えた。

福岡刑務所は，自然に囲まれた空気のよい環境にあるものの，刑務所内はやはり暗く冷たい印象を受ける場所だった。私達見学者が通るたびに，見学者一行の近くにいる受刑者達には厳しい号令がかけられ，壁側を向いての整列が命じられたりしていた。一方で，北九州医療刑務所は所長自らが所内を案内してくださり，受刑者が実際の作業を行なっている場面や所長が受刑者に幾つかの質問をしている場面を見せていただいた。

医療刑務所と通常の刑務所という性質の違いから，両刑務所の処遇状況の違い，所長他刑務所職員の受刑者への関わり方の違いが出てくるのだと思うが，改めて刑務所，医療刑務所の存在意義，設立趣旨等に目を向ける機会を持つことができたように思う。

今回の刑務所見学を通して最も強く心に残ったのは，北九州医療刑務所所長の「出所後の社会の受け入れ態勢があまりに貧困だ」という言葉であった。確かに私を含め一般市民は，犯罪を行なった直後には非常に強い関心を持つが，刑を終了した元受刑者等については，あまり関心を寄せてはいない。３月に報道された神戸連続児童殺傷事件の元少年の仮退院を機に以前よりは世論の関心が高まっているとは思うが，少年，成人を含め退院，退所した後の元受刑者等の受け入れ態勢についても，もっと深く考えなければならないと感じた。

（人権課　新田 順子）